

といふ舊跡あり、柳町より連にわかれて、七ツ時分、緑町一丁目、いさや榮八殿宅に着、此日入湯髪月代す、是より伊勢屋に逗留。

六日晴天 朝、かひや町芝居へ行く、狂言伊達の大木戸二幕見物、用事これあり歸る、幕御世話人衆中に對面す、酒盛あり。

七日晴天

八日晴天 朝、荷物到着、幕、霞の色漸きまる、世話人衆中竹正殿、萬定殿、岩彦殿、福勇殿、辻仁殿、岩久殿、村權殿、松彌殿、川善殿、鳴太殿、夜吉岡舎龜雄大人來る、長物語。

九日晴天 細工所きまる、晝過より芝居見物、狂言いろは四十七人、中幕(勸通帳の學ひは、萬屋を壽きて)安宅問答契情阿渡の鳴門一とまく、打出し、夫より町々ぶらつき、一蓮寺へ行く、境内稻荷、天神、其外末社あり、土弓場、料理茶屋などあり、恩光寺まへ料理屋にて、夜食、常さん御馳走になる。(按するに、細工所は幕を置く場所なるべし、廣重もまた三世豊國のことき時として、晝をかくと言はずして、細工すといひたるものか。)

報 告

遷喬會規約

一、本會は水彩畫(其他の洋畫)を研究し趣味を高むるを以て目的とす

二、左記條件を附して日本水彩畫會の會友となる

イ、會を一個人同様の會友として取扱ふ事

ロ、毎月各會員作品約壹枚を批評する事を得

ハ、通信は總て代表者を以て行ふ事

三、毎月第一日曜日午前九時より例會を催して作品の互評其他の研究をなす

四、毎月若くは隔月會員作品の集畫帖を作り會員間の回覽に附す

五、好時季を選び會員中有志者を以て寫生會を催す

六、雜誌みづゑを回覽研究す

七、日本水彩畫會より肉筆臨本其他參考品を借るとあるへし

八、會員中より二名の幹事を撰ひ内壹名會を代表し他の壹名之を補助して會務一切を取扱ふ

九、本會に於て月例會は福島小學校内に催し其他の事務は會を代表する幹事の宅に於て取扱ふ

十、毎月壹回會員の需用品を取纏めて購入をなす

十一、會費は當分毎月金五錢とす但茶話會等の場合は此限りにあらず又新規入會者は入會金として金參拾錢を納むるものとす

(所在地長野縣木曾福島町)

*

*

*

*